

災害対応の状況について

1. 社会的養護の施設の被災状況

- 3月11日（金）14時46分三陸沖で地震発生
- 施設関係では、人的被害はなかった。
- 建物の倒壊等は無かったが、外壁タイル脱落、水道管破裂、壁に亀裂、瓦落下、テレビ破損等の物的被害や、停電、断水等有り。
- 委託中の里親については、家屋の倒壊1、里親の死亡1、行方不明1

（参考）所在施設数

	児童養護施設	乳児院	情緒障害児短期治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	児童家庭支援センター	自立援助ホーム
岩手県	6	2	1	1	1	1	1
宮城県・仙台市	5	2	1	1	6	1	1
福島県	8	1		1	4		

2. 児童福祉関係職員の派遣等

- 3月15日に通知を発出し、被災地以外の各自治体へ、職員派遣の協力依頼をしたところ、396人（児童指導員19、児童福祉司85、児童心理司61、保育士198、その他33）の職員の派遣が可能との回答があった。
- 厚生労働省の児童福祉専門官と東京都児童相談センターの職員を、状況把握と自治体との協議のため宮城県に派遣（3月23日～25日）
- 被災地自治体からの要請を受けて、児童福祉司、児童心理司等を派遣し、地元の児童相談所の職員とチームを組んで、各避難所等を巡回し、要保護児童の状況を調査。
 - （現状）① 岩手県： 17名を派遣（3月25日～31日）（5自治体及び国立児童自立支援施設の職員）
 - ② 宮城県： 33名を派遣（4月5日～11日）（12自治体及び国立児童自立支援施設の職員）
 - ③ 福島県： 14名を派遣予定（4月11日～）

3. 震災孤児数の確認状況

- 児童相談所が、他県からの派遣職員の協力を受けて、また、教育機関等とも連携して、要援護児童の把握に努めている。
- 4月4日現在の途中段階の数字で、岩手県44人、宮城県17人、福島県7人であり、今後増える見込み。

4. 要保護児童の受け入れについて

- 児童相談所は、把握した子どもの状況に応じて、できる限り親族による引き受けを調整し、その際、必要に応じ親族里親等の制度も活用する。
- また、親族による引き受けがされない児童は、養育里親やファミリーホームなどへの委託を調整し、必要な場合には一時的な生活場所として児童養護施設への入所を行う。（県内での受け入れが不足する場合には、県外も含めて調整する。）

（参考1）阪神淡路大震災では、兵庫県における震災孤児は68名。そのうち60名が親族引き取りで、知人引き取り2名、自宅生活5名で、施設は1名。今回の災害では、これより相当多くなると見込まれるが、親族引き取りが中心と見込まれる。

（参考2）被災した自治体における受入可能数は、現在自治体において調査中であるが、直近の登録里親数、委託里親数、未委託登録里親数は、次のとおり。児童養護施設等も、一定数の受け入れ可能。（岩手県は本年4月現在、他は本年3月現在）

	登録里親数	委託里親数	委託児童数	未委託登録里親数
岩手県	124	32	38	92
宮城県	84	35	38	49
仙台市	54	22	30	32
福島県	131	42	55	89

（参考3）3月15日付けで、被災地以外の各自治体へ、要援護者の受入可能数を調査したところ、7,148人の受入が可能であるとの回答があった。

里親2,189人、ファミリーホーム116人、

乳児院315人、児童養護2,550人、母子生活907人、情短161人、児童自立285人、その他施設625人

5. 子どもの心のケア

- 『震災により親を亡くした子どもへの対応について』（国立成育医療センター作成）（支援者向けの留意点）
- 『社会的養護における災害時「子どもの心のケア」手引き』（日本子ども虐待防止学会社会的養護ワーキンググループ作成）
- 子どもに限らない対応として、「心のケアチーム」の派遣が行われている。

6. 経済的支援（別紙参照）

- 遺族基礎年金、遺族厚生年金
- 労災保険の遺族補償年金等
- 年金が支給されない場合は児童扶養手当
- 更に必要に応じ、3親等以内の親族の場合は親族里親、4親等以上の場合は養育里親制度

震災孤児に対する経済的支援(概要)

－両親とも死亡し、親族が養育する場合－

	労 災 (遺族補償年金等)	年 金		児童扶養手当	子ども手当	親族里親
		遺族基礎年金	遺族厚生年金			
支給要件等	労働者が、仕事 中や通勤中に死 亡した場合に、そ の子に支給 (18歳年度末まで)	国民年金・厚生 年金の加入者等 が死亡した場合 に、その子に支 給 (18歳年度末まで)	厚生年金の加入 者等が死亡した 場合に、その子 に支給 (18歳年度末まで)	父母が死亡又は 行方不明で、父 母以外の者が子 を養育する場合 に、その養育者 に支給 (18歳年度末まで)	父母が死亡・行 方不明などの場 合、養育者(監 護・生計維持)に 支給 (15歳年度末まで)	・3親等以内の親族 であること(4親等 以上は通常の養 育里親) ・父母が死亡、行方 不明等により子の 養育が期待できな いこと (原則18歳まで、20 歳まで延長可)
		* 死亡した加入者が保険料納付要件(加 入期間の2/3以上の保険料納付又は免 除が必要)等を満たす必要あり		* 子又は養育者が 労災・年金受給、 子が里親委託の 場合、不支給	* 里親の場合、子 ども手当に代えて、 同額を安心こども 基金から支給	
支給主 体	国(手続等は都道 府県労働局又は 労働基準監督署)	国(手続等は日本年金機構の年金事 務所)		都道府県、市、 福祉事務所設置 町村	市町村	都道府県、指定都 市、児童相談所設 置市
支給額 (23年 度)	労働者の賃金に 応じて異なる	月額65,741円	加入期間や報酬 に応じて異なる	月額41,550円 * 一定の年収(扶養 親族2人の場合 467.5万円)以上は 支給停止	月額13,000円	一般生活費(食費、 被服費等)として月 額47,680円のほか、 教育費等 (養育里親は更に里親 手当(月額72,000円))
支給時 期等	2月、4月、6月、8月、10月、12月の年6回、2か月分 ずつ支給			4月、8月、12月 の年3回、4か月 分ずつ支給	2月、6月、10月 の年3回、4か月 分ずつ支給	毎月支給